

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○平成25年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防政策課）	1
○平成25年度職業訓練指導員試験の実施（雇用労働政策課）	2
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	2
○開発行為に関する工事の完了（2件）（都市計画課）	3

告 示

高知県告示第437号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成26年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間 随時（最終期限は、平成25年9月15日（日））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成25年9月16日 (月)	高知市栄田町一丁目3-8 太平洋学園高等学校 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7-15 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058-20 四万十市防災センター

口述試験 身体検査	平成25年9月19日 (木)、同月22日 (日)及び同月26日 (木)のうち、いづ れか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地
--------------	---	------------------------

- 女子（平成26年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間 平成25年8月1日（木）から同年9月6日（金）まで
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成25年9月24日 (火)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第438号

大月町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年6月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類 公共測量（道路計画）
- 作業期間 平成25年6月14日から同年10月24日まで
- 作業地域 幡多郡大月町の一部

高知県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町粟生字 長川原256番2から 長岡郡大豊町粟生字 ヒカシ258番1まで	前	29.4 }	34
	後	29.4 }	34
長岡郡大豊町大平字 桑平75番1から 長岡郡大豊町大平字 桑平89番1まで	前	7.0 }	98
	後	16.1 }	98

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成25年8月20日（火） 高知県庁正庁ホール	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成25年8月21日（水） "	"	"
平成25年8月22日（木） "	"	"
平成25年8月26日（月） 中土佐町民交流会館	"	"

平成25年8月27日（火） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成25年8月28日（水） 〃	〃	
平成25年8月30日（金） 安芸市消防防災センター	〃	午後1時から午後4時まで

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成25年8月1日（木）から同月13日（火）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成25年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除

省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

3 受験資格

当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験日時

平成25年9月8日（日）午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を証する書類の写し
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）

(2) 受験申請書類の提出期間

平成25年8月1日（木）から同月16日（金）まで
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成25年8月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料

3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票

受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

平成25年10月1日（火）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。
また、高知県立高知高等技術学校ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

- (1) 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。
- (3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久礼田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年7月2日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	島田 正慶	南国市久礼田1236	
	吉川 孝雄	〃 〃 1328	
	久米 静彦	〃 〃 1230	
	徳橋 淳一	〃 〃 1208	
	徳橋 昭俊	〃 〃 1502-5	
	高芝 澄生	〃 〃 966	
	竹村 章孝	〃 〃 926	
	長山 和義	〃 〃 1025	
監事	澤村 豊	〃 〃 1539	
	徳橋 一憲	〃 〃 1209	
	吉川勇和夫	〃 〃 1263-3	
(就任)			
理事	島田 正慶	南国市久礼田1236	
	久米 静彦	〃 〃 1230	
	徳橋 淳一	〃 〃 1208	
	徳橋 昭俊	〃 〃 1502-5	
	高芝 澄生	〃 〃 966	
	竹村 章孝	〃 〃 926	
	長山 和義	〃 〃 1025	
監事	澤村 豊	〃 〃 1539	
	徳橋 一憲	〃 〃 1209	
	吉川勇和夫	〃 〃 1263-3	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
(退任)

理事 近藤 登 香南市野市町西野1732

監事 安岡 健一 野市町東野1170

(就任)

理事 安藝 紀雅 香南市野市町東野 833

監事 加藤 睦夫 296-4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年3月6日 24高都計第520号	南国市岡豊町小蓮字 久神1174番5の一部	高知市比島町二丁目10番45-1503号 株式会社Yell Pharmacy 代表取締役 平松 久嗣

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年4月10日 25高都計第10号	南国市久礼田字前嶋 527番3	南国市岡豊町中島 835番地の7 西岡 玲満